

# 平成26年度以降の硫黄島に係る遺骨収集帰還の取組方針(修正案)の概要

	対象箇所数	H26	H27	H28	H29	H30
<b>1 滑走路地区の掘削・遺骨収容</b>	(1) ①滑走路	101	滑走路 30	滑走路 71		
	②壕	3	壕 再1	壕 新1 壕 再1	→	
	③芝生区域、集水区域	1637	芝生区域 1114		集水区域 323	集水区域 200
	(2) 誘導路・給油施設等	60			誘導路・給油施設等 17	誘導路・給油施設等 43
<b>2 外周道路外側の面的調査・遺骨収容</b>		→				
<b>3 平成23年度～25年度の面的調査により確認された壕等からの遺骨収容</b>		→		トーチカ 1	→	

※1 未探索の壕の調査について、平成29年度も引き続き行う。

※2 平成25年度の面的調査で発見されたトーチカ(1箇所)については、上部の崖地の一部が天然記念物の生息エリアにあり、平成28年度に掘削できなかった部分があったため、掘削の同意を文化庁から得た上で、引き続き、平成29年度に掘削・遺骨収容を行う予定。

注) 庁舎地区については、滑走路地区の掘削・遺骨収容後、対応。なお、平成27年度と28年度に掘削調査を一部前倒して実施。